社会福祉法人にいつ福祉会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

制　　定　　平成２９年３月２２日

社会福祉法人にいつ福祉会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人にいつ福祉会（以下「本法人」という。）の平成２９年４月１日施行の定款第８条及び第２３条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは，理事長，理事及び監事をいう。

（２）評議員とは、定款第５条に基づき置かれる者をいう。

（３）報酬とは、社会福祉法第４５条の３５第１項で定める報酬その他職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

（４）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費，旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　本法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

２　評議員には、定款第９条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

３　本法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

（報酬の額の決定）

第４条　理事長及び理事の各年度の報酬総額は、１，５００，０００円を超えない範囲とする。

２　全監事の各年度の報酬総額は、５００，０００円を超えない範囲とする。

３　理事長の報酬額は、別表第１に定める額とする。

４　理事の報酬額は、別表第２に定める額とする。

５　監事の報酬額は、別表第３に定める額とする。

６　評議員の報酬額は、別表第４に定める額とする。

（報酬の支給方法）

第５条　理事長に対する報酬は、毎月最終の定例業務時に支給する。

２　理事、監事及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。ただし、理事会、評議員会等と同日にあ

わせて法人・施設運営のための業務にあたった場合にあっては、会議の出席に対する報酬のみを支給する。

３　報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人に指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

４　報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（費用）

第６条　役員等が法人・施設運営のための業務にあたった場合は、別に定める役員等費用弁償に関する規程に基づいて、費用を弁償する。

２　役員等が出張する場合は、別に定める役員等旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

３　役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（公表）

第７条　本法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第８条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

（改廃）

第９条　この規程の改廃は、理事会の同意を得て、評議員会の決議によって行う。

附　則

１　この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

２　「社会福祉法人にいつ福祉会役員報酬規程（平成２３年１０月１日施行）は、平成２９年3月３１日をもって廃止する。

別表第１（理事長の報酬）（第４条関係）

	月　　額
定例・定例外業務 理事会等会議への出席	50.000 円

別表第２（理事の報酬）（第４条関係）

	月　　額
理事会等会議への出席	10,000 円
法人・施設業務のための出勤	10,000 円

別表第３（監事の報酬）（第４条関係）

	月　　額
監事監査・理事会等会議への出席	10,000 円
法人・施設業務のための出勤	10,000 円

別表第４（評議員の報酬）（第４条関係）

	月　　額
評議員会への出席	8,000 円
法人・施設業務のための出勤	8,000 円